

子 発 0401 第 5 号
令 和 3 年 4 月 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「多様な保育促進事業の実施について」の一部改正について

「多様な保育促進事業の実施について」(平成 29 年 4 月 17 日雇児発 0417 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知)の一部を別添のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

改正後	改正前
<p>雇 児 発 0417 第 4 号 平 成 29 年 4 月 17 日 一 次 改 正 子 発 0607 第 1 号 平 成 30 年 6 月 7 日 二 次 改 正 子 発 0329 第 20 号 平 成 31 年 3 月 29 日 三 次 改 正 子 発 0401 第 1 号 令 和 2 年 4 月 1 日 <u>四 次 改 正 子 発 0401 第 5 号</u> <u>令 和 3 年 4 月 1 日</u></p>	<p>雇 児 発 0417 第 4 号 平 成 29 年 4 月 17 日 一 次 改 正 子 発 0607 第 1 号 平 成 30 年 6 月 7 日 二 次 改 正 子 発 0329 第 20 号 平 成 31 年 3 月 29 日 三 次 改 正 子 発 0401 第 1 号 令 和 2 年 4 月 1 日</p>
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>多様な保育促進事業の実施について</p> <p>子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、地域の実情に応じた需要に対応する多様な保育促進事業を次により実施し、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>多様な保育促進事業の実施について</p> <p>子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、地域の実情に応じた需要に対応する多様な保育促進事業を次により実施し、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p>

改正後	改正前
<p>なお、本通知の施行に伴い、平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援推進保育事業の実施について」は、平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止する。</p>	<p>なお、本通知の施行に伴い、平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援推進保育事業の実施について」は、平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止する。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>第 1 事業の種類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育利用支援事業 2 3 歳児受入れ等連携支援事業 3 医療的ケア児保育支援事業 4 家庭支援推進保育事業 5 広域的保育所等利用事業 6 待機児童対策協議会推進事業 7 新たな待機児童対策提案型事業 8 保育所等における要支援児童等対応推進事業 	<p>第 1 事業の種類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育利用支援事業 2 3 歳児受入れ等連携支援事業 3 医療的ケア児保育支援モデル事業 4 家庭支援推進保育事業 5 広域的保育所等利用事業 6 待機児童対策協議会推進事業 7 新たな待機児童対策提案型事業 8 保育所等における要支援児童等対応推進事業
<p>第 2 事業の実施</p> <p>各事業の実施及び運営は、次によること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育利用支援事業実施要綱（別添 1） 2 3 歳児受入れ等連携支援事業実施要綱（別添 2） 3 医療的ケア児保育支援事業実施要綱（別添 3） 4 家庭支援推進保育事業実施要綱（別添 4） 5 広域的保育所等利用事業実施要綱（別添 5） 6 待機児童対策協議会推進事業実施要綱（別添 6） 7 新たな待機児童対策提案型事業実施要綱（別添 7） 8 保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱（別添 8） 	<p>第 2 事業の実施</p> <p>各事業の実施及び運営は、次によること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育利用支援事業実施要綱（別添 1） 2 3 歳児受入れ等連携支援事業実施要綱（別添 2） 3 医療的ケア児保育支援モデル事業実施要綱（別添 3） 4 家庭支援推進保育事業実施要綱（別添 4） 5 広域的保育所等利用事業実施要綱（別添 5） 6 待機児童対策協議会推進事業実施要綱（別添 6） 7 新たな待機児童対策提案型事業実施要綱（別添 7） 8 保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱（別添 8）

改正後	改正前
<p>(別添1)</p> <p style="text-align: center;">保育利用支援事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施主体 実施主体は、『「新子育て安心プラン」の実施方針について』に基づく「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けた市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が認めた者とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(別添1)</p> <p style="text-align: center;">保育利用支援事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 保育所、認定こども園、特定地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）の入所のために育児休業期間を切り上げている保護者がいる現状に鑑み、育児休業終了後の入所予約の仕組みを設けることにより、職場復帰に向けた保育所等入所時期に関する保護者の不安を解消することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、『「子育て安心プラン」の実施方針について』に基づく「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けた市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が認めた者とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業の内容 保護者が、職場復帰に向け、育児休業を切り上げることなく1年間取得することができるよう、育児休業終了後の入所予約の仕組みを設けるために必要な費用の一部を補助する事業。</p> <p>4 実施要件 以下の（1）及び（2）のいずれか又は両方を実施するものとする。 （1）代替保育利用支援 ① 対象者 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他の法令（以下「関係法</p>

改正後	改正前
	<p>令」という。)により、対象児童が1歳に達する日(誕生日の前日)まで育児休業を取得し、翌4月1日からの保育所等への入所を希望し、育児休業終了後から保育所等に入所するまでの間、一時預かり事業等の市町村が適切と認めた代替保育を利用する者。</p> <p>② 実施方法</p> <p>対象児童が1歳に達する日(誕生日の前日)まで育児休業を取得し、翌4月1日からの保育所等の入所予約の申込みを受け付けた上で、育児休業終了後から保育所等に入所するまでの間に利用する代替保育の利用料を補助する。</p> <p>利用料補助の方法としては、以下のいずれかによる。</p> <p>ア 対象者に係る利用料を軽減して徴収又は免除する施設・事業所に対して、市町村が当該軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法</p> <p>イ 対象者が施設・事業所に支払う利用料について、市町村より対象者に対して当該利用料を軽減又は免除する額を補助する方法</p> <p>(2) 予約制導入に係る体制整備</p> <p>① 対象者</p> <p>関係法令により、対象児童が1歳に達する日(誕生日の前日)まで育児休業を取得し、育児休業終了後(年度途中)に保育所等への入所を希望する者。</p> <p>② 対象施設</p> <p>保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所。</p> <p>③ 実施方法</p> <p>対象施設となる保育所等において、4月1日から対象児童が予約した入所日に入所するまでの間、保護者や市町村との連絡調整、保</p>

改正後	改正前
	<p data-bbox="1272 156 2112 236">護者への相談対応等を行う保育士等の配置を行うために必要な費用の一部を補助する。</p> <p data-bbox="1137 300 1301 331">5 留意事項</p> <p data-bbox="1178 347 2112 619">(1) 「入所予約」とは、保護者の育児休業終了後の保育所等への入所の円滑化を図るため、育児休業終了までに、あらかじめ行う保育所等への入所申込をいう。入所予約の受入れ人数及び受入れ時期については、地域の保育ニーズや地域資源の状況を踏まえた上で、入所予約を利用しない者の保育所等の利用を過度に妨げることのないよう市町村において適切に実施すること。</p> <p data-bbox="1178 635 2112 762">(2) 市町村は、入所予約を利用しない者との不公平が生じないように、入所予約を利用する者について、保育の必要度についての指数が一定以上の者とする等の要件を付すなど、適切な事業実施に努めること。</p> <p data-bbox="1178 778 2112 858">(3) 市町村は、入所予約の申込みに係る要件や制度の内容について、広報等を通じて保護者に周知すること。</p> <p data-bbox="1178 874 2112 1050">(4) 市町村は、入所予約の申込みをした者について、保育の必要性の認定及び利用調整を行い、結果について保護者に通知を行うこと。また、入所予約の申込みをしたが利用できなかった者についても、ニーズを適切に把握し、必要な支援を行うこと。</p> <p data-bbox="1178 1066 2112 1145">(5) 地域の保育ニーズを適切に把握し、入所予約制の導入とあわせて、保育所等の保育の提供に係る整備等を積極的に行うこと。</p> <p data-bbox="1137 1217 1245 1249">6 費用</p> <p data-bbox="1167 1265 2112 1345">本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(別添2) (略)</p> <p>(別添3)</p> <p>医療的ケア児保育支援事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>(別添2) (略)</p> <p>(別添3)</p> <p>医療的ケア児保育支援モデル事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が、保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 この事業の実施主体は、都道府県又は市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）とする。 なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。この場合において、都道府県等は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。</p> <p>3 事業の内容 都道府県等において保育所等に、認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第3条第1項の認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）である保育士等や看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を配置し、医療的ケアに従事させることや、保育士等が医療的ケアを行うために必要な研修受講への支援等の取組を行い、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を</p>

改正後	改正前
<p>4 実施方法</p> <p>(1) ～ (2)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 対象事業</p> <p>医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関との連携を図り、対象児童の様態や成長に合わせた支援を行うことを前提とした上で、<u>次の①を実施するとともに、②から⑦までの取組を複合的に実施するよう努めること。</u></p> <p>① 都道府県等において、医療的ケア児の受入れを行う保育所等に、医療機関との連携の下、認定特定行為業務従事者である保育士等又は看護師等、対象児童の医療的ケアに従事する職員を配置し、医療的ケアを実施する。</p> <p>なお、医療機関等において雇い上げた看護師等を保育所等に派遣する方法も可能とする。</p> <p>② 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、保育士等が認定特定行為業務従事者となるために必要な知識、技能を修得するための研修受講を支援する<u>次に掲げる取組を実施する。</u></p> <p>ア 保育士等の研修受講に係る費用の補助</p> <p>イ 保育士等の研修受講に係る代替職員の配置に要する費用の補助（ただし、子どものための教育・保育給付交付金において給付の対象</p>	<p>整備し、地域生活支援の向上を図る事業。</p> <p>4 実施方法</p> <p>(1) 対象児童</p> <p>子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると市町村が認めた児童</p> <p>(2) 対象施設</p> <p>保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所</p> <p>(3) 対象事業</p> <p>医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関との連携を図り、対象児童の様態や成長に合わせた支援を行うことを前提とした上で、<u>以下の①に加え、必要に応じて②から⑦の取組を複合的に実施する。</u></p> <p>① 都道府県等において、医療的ケア児の受入れを行う保育所等に、医療機関との連携の下、認定特定行為業務従事者である保育士等又は看護師等、対象児童の医療的ケアに従事する職員を配置し、医療的ケアを実施する。</p> <p>なお、医療機関等において雇い上げた看護師等を保育所等に派遣する方法も可能とする。</p> <p>② 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、保育士等が認定特定行為業務従事者となるために必要な知識、技能を修得するための研修受講を支援する<u>以下の取組。</u></p> <p>ア 保育士等の研修受講に係る費用の補助</p> <p>イ 保育士等の研修受講に係る代替職員の配置に要する費用の補助（ただし、子どものための教育・保育給付交付金において給付の対象</p>

改正後	改正前
<p>となる保育士1人当たり年間3日分を除く。)</p> <p>③ 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う。</p> <p>④ 都道府県等において、「医療的ケア児保育支援者」を配置し、管内保育所等に対し、医療的ケア児の受入れ等に関する支援・助言を行う。</p> <p>なお、「医療的ケア児保育支援者」は、看護師等又は喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した者の配置に努めること。</p> <p>⑤ 都道府県等において、保育所における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定を行う。</p> <p>⑥ 都道府県等において、保育所における医療的ケア児の受入れを検討するための検討会等を設置し、関係機関等との連携体制を構築する。</p> <p>⑦ その他、保育所等における医療的ケア児の受入れに資する事業<u>を実施する。</u></p> <p>(4) 留意事項</p> <p><u>本事業は、保育所等において、単に(3)①に掲げる医療的ケアを実施することが目的ではなく、都道府県等が、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関とも連携を図り、保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備することを目指すものであることを踏まえた上で、次の①から⑤までに掲げる事項について十分留意して実施すること。</u></p> <p>① 医療的ケア児の受入れに当たっては、保育所等において児童の様態や成長に合わせた支援を行うため、医師や看護師、都道府県等職員等を含めた検討会議を設け、受入の可否を判断するとともに、保育内容</p>	<p>となる保育士1人当たり年間3日分を除く。)</p> <p>③ 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う。</p> <p>④ 都道府県等において、「医療的ケア児保育支援者」を配置し、管内保育所等に対し、医療的ケア児の受入れ等に関する支援・助言を行う。</p> <p>なお、「医療的ケア児保育支援者」は、看護師等又は喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した者の配置に努めること。</p> <p>⑤ 都道府県等において、保育所における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定を行う。</p> <p>⑥ 都道府県等において、保育所における医療的ケア児の受入れを検討するための検討会等を設置し、関係機関等との連携体制を構築する。</p> <p>⑦ その他、保育所等における医療的ケア児の受入れに資する事業。</p> <p>(4) 留意事項</p> <p><u>新規</u></p> <p>① 医療的ケア児の受入れに当たっては、保育所等において児童の様態や成長に合わせた支援を行うため、医師や看護師、都道府県等職員等を含めた検討会議を設け、受入の可否を判断するとともに、保育内容</p>

改正後	改正前
<p>については、医療機関等と連携し、<u>集団における子どもの育ちに着目した指導計画及び</u>支援計画を作成するなど、適切な保育の実施につなげること。</p> <p><u>② 医療的ケア児の受入れの検討に当たっては、単に医療的ケアの観点だけでなく、障害特性に応じた支援が必要となる場合があることにも留意し、関係機関等とも連携した支援体制について検討を行うこと。</u></p> <p>③ 医療的ケア児の受入れを行う保育所等においては、対象児童の主治医及び保護者等との協議の上、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。</p> <p>④ 保健、医療、障害福祉、教育機関等の関係機関との連携の下、訪問指導や健康診査等の母子保健施策又は保育コンサルジュ等の活用も図りながら、医療的ケア児の保育ニーズを適切に把握し、必要に応じて保育所等の利用についての情報提供の在り方についても検討することが望ましい。</p> <p><u>⑤ 保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とする体制の整備に当たっては、医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえつつも、対象児童の地域生活を支援するという観点にも十分留意した上で取り組むこと。</u></p>	<p>については、医療機関等と連携し、支援計画を作成するなど、適切な保育の実施につなげること。</p> <p><u>新規</u></p> <p>② 医療的ケア児の受入れを行う保育所等においては、対象児童の主治医及び保護者等との協議の上、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。</p> <p>③ 保健、医療、障害福祉、教育機関等の関係機関との連携の下、訪問指導や健康診査等の母子保健施策又は保育コンサルジュ等の活用も図りながら、医療的ケア児の保育ニーズを適切に把握し、必要に応じて保育所等の利用についての情報提供の在り方についても検討することが望ましい。</p> <p><u>新規</u></p>
<p>5 個人情報の保護 (略)</p>	<p>5 個人情報の保護</p> <p>事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。</p> <p>また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。</p> <p>なお、本事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。</p>
<p><u>削除</u></p>	<p><u>6 実施主体の選定及び事業の評価</u></p>

改正後	改正前
<p><u>6</u> 費用 国は、上記4（3）に掲げる事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(別添4) (略)</p> <p>(別添5)</p> <p>広域的保育所等利用事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p>	<p><u>(1) 国は、上記4（3）に掲げる事業を実施する都道府県等について、別に定める公募要領により公募するとともに、応募に関する諸条件等を満たす都道府県等のうち、厚生労働省が設置する検討委員会による事業内容の審査を経て決定する。</u></p> <p><u>(2) 当該事業を実施した都道府県等は、当該事業の成果等をまとめた報告書及び別に定める様式による実施状況について、翌年度4月10日までに、厚生労働大臣宛て提出すること。</u></p> <p><u>(3) 当該都道府県等は、事業の適切な実施を期するため、当該検討委員会において事業に対する評価を受けるものとする。</u></p> <p><u>7</u> 費用 国は、上記4（3）に掲げる事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(別添4) (略)</p> <p>(別添5)</p> <p>広域的保育所等利用事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 送迎バス等を活用することにより、自宅から遠距離にある以下の（1）～（10）の施設・事業（以下「保育所等」という。）の利用を可能にするるとともに、保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所（公園、広場、神社境内等。以下同じ。）の利用を可能とすることにより、児童の保育環境を</p>

改正後	改正前
	<p>確保し、児童を安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>(1) 保育所 (2) 認定こども園 (3) 小規模保育事業 (4) 家庭的保育事業 (5) 事業所内保育事業 (6) 地方自治体における単独保育施策において児童を保育している施設 (7) 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の補助を受けている施設 (8) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係る企業主導型保育事業を実施している施設 (9) 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園（子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号若しくは同項第 3 号の区分に係る認定を受けた児童を受け入れる施設又は一時預かり事業（幼稚園型）若しくは私学助成等により預かり保育を実施している施設に限る。） (10) 特定教育・保育施設として確認を受けていない幼稚園であって一時預かり事業（幼稚園型）又は私学助成等により預かり保育を実施している施設</p> <p>2 事業の内容</p> <p>本事業は、保育所等又は屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎の実施に当たって必要となる次の（１）～（３）に掲げる経費について補助を行うものである。</p> <p>ただし、保育士等の雇上げに係る経費について、子ども・子育て支援法第 11 条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その</p>

改正後	改正前
	<p>経費が交付される場合には、補助の対象としない。</p> <p>(1) こども送迎センター等事業</p> <p>① こども送迎センター事業</p> <p>保護者にとって利便性の良い場所にある学校や児童館などに市町村が設置するこども送迎センター（以下「送迎センター」という。）から各保育所等への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。</p> <p>② 自宅等送迎事業</p> <p>児童の自宅又は自宅近くの安全に待機できる場所から、各保育所等への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。</p> <p>(2) 代替屋外遊戯場送迎事業</p> <p>保育所等と同一敷地内の屋外遊戯場又は保育所等の付近にある屋外遊戯場に代わる場所で十分な活動ができないおそれがある場合、各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。</p> <p>(3) こども送迎センター設置改修事業</p> <p>(1) の事業を実施するために既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。</p> <p>3 実施主体</p> <p>実施主体は、市町村（特別区含む。以下同じ。）とする。</p> <p>なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p>

改正後	改正前
<p>4 実施要件</p> <p>(1) こども送迎センター等事業</p> <p>① こども送迎センター事業</p> <p>ア～ケ</p> <p>(略)</p>	<p>4 実施要件</p> <p>(1) こども送迎センター等事業</p> <p>① こども送迎センター事業</p> <p>ア 対象児童は、市町村が定める基準に基づく保育の必要性の認定を受けた児童であって、居住地と入所可能な保育所等が離れている等、送迎が必要な児童とする。</p> <p>イ 対象児童は、本事業の利用に際し事前に市町村に登録し、当該児童の利用保育所等を決めること。また、複数の保育所等の共同利用、単独の保育所等の利用のどちらも事業の対象とし、複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。</p> <p>ウ 対象児童が本事業を利用する時間は、当該児童が在籍する保育所等ごとに、送迎付き添い保育士等を配置し、原則、児童の在籍する保育所等の保育士等が保護者から児童を預かること。ただし、必要な場合は送迎センターに保育士等を配置することも可とする。</p> <p>エ 送迎センターを開所している間については、本要綱に定める他、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に定める「認可外保育施設指導監督基準」を参考に、安全かつ安心な預かりができる施設の設備及び職員の配置等により送迎センターでの預かりを行うこと。</p> <p>オ 送迎センターの開所時間は、午前2時間、午後3時間を原則とし、その地域における対象児童の保護者の労働時間、送迎先保育所等の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮して、市町村の長が定めること。</p> <p>カ 送迎センターの実施場所は、保護者が利用しやすい場所を考慮し、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等を利用することも差し支えない。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="192 639 1106 863"><u>コ 保育所等の児童の送迎に支障のない限りにおいて、送迎センターから子ども・子育て支援法第 59 条に規定する地域子育て支援事業（同項第 1 号、第 9 号、第 10 号（上記 1 の（9）又は（10）に該当する場合を除く。）又は第 12 号に規定する事業に限る。）を実施している施設への児童の送迎を行うことは差し支えないこと。</u></p> <p data-bbox="165 882 232 959">② (略)</p>	<p data-bbox="1240 156 2130 284">ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 32 条第 8 号の基準を満たすこと。</p> <p data-bbox="1216 301 2130 381">キ 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。</p> <p data-bbox="1216 399 2130 478">ク 児童の生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎センター、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。</p> <p data-bbox="1216 496 2130 624">ケ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第 3 号の有償運送の許可が必要であること。</p> <p data-bbox="1216 641 1279 673"><u>新規</u></p> <p data-bbox="1189 882 1442 914">② 自宅等送迎事業</p> <p data-bbox="1216 932 2130 1059">ア 対象児童は、市町村が定める基準に基づく保育の必要性の認定を受けた児童であって、居住地と入所可能な保育所等が離れている等、送迎が必要な児童とする。</p> <p data-bbox="1216 1077 2130 1252">イ 対象児童は、本事業の利用に際し事前に市町村に登録し、当該児童の利用保育所等を決めること。また、複数の保育所等の共同利用、単独の保育所等の利用のどちらも事業の対象とし、複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。</p> <p data-bbox="1216 1270 2130 1398">ウ 対象児童が本事業を利用する時間は、当該児童が在籍する保育所等ごとに、送迎付き添い保育士等を配置し、原則、児童の在籍する保育所等の保育士等が保護者から児童を預かること。</p> <p data-bbox="1216 1415 2130 1447">エ 送迎方法・経路及び待機場所の設定に当たっては、児童の安全・保</p>

改正後	改正前
<p>(2) 代替屋外遊戯場送迎事業 (略)</p>	<p>育活動に与える影響を十分に考慮すること。</p> <p>オ 児童の生活状況、健康状態、事故の発生などについて、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。</p> <p>カ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法第 78 条第 3 号の有償運送の許可が必要であること。</p> <p>(2) 代替屋外遊戯場送迎事業</p> <p>① 対象児童は、屋外遊戯場に代わる場所を利用するために送迎が必要な児童とする。</p> <p>② 保育所等は、本事業により利用する屋外遊戯場に代わる場所を、本事業の利用に際し事前に市町村に登録すること。また、本事業については、複数の保育所等の共同利用、単独の保育所等の利用のどちらも事業の対象とし、複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。</p> <p>③ 保育所等ごとに、在籍する児童が当該事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士等を配置すること。</p> <p>④ 屋外遊戯場に代わる場所については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保されていること。具体的には、面積は児童 1 人につき 3.3 m²以上であり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）又は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）等、保育所等がそれぞれ遵守すべき施設の設備及び職員の配置等に関する基準を遵守すること。</p> <p>あわせて、屋外遊戯場に代わる場所については、本事業の送迎により、保育所等の在園児が日常的に使用できる距離とし、移動に当たって安全が確保されていること。</p> <p>⑤ 屋外遊戯場に代わる場所については、保育所等の関係者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有する必要はなく、所有権等を有する者が地方</p>

改正後	改正前
<p>5・6 (略)</p>	<p>公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等、保育所等による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であれば足りること。</p> <p>⑥ 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。</p> <p>⑦ 児童の生活状況、健康状態、事故の発生などについて、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。</p> <p>⑧ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法第78条第3号の有償運送の許可が必要であること。</p> <p>5 留意事項</p> <p>本事業の実施に当たっては、複数児童の利用見込みがあるなど、地域のニーズを適切に把握した上で実施すること。</p> <p>また、保育所等のうち、上記1の(6)～(10)の施設・事業において、単独の施設等の利用により本事業を実施する場合については、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」(平成28年4月7日雇児発0407第2号)に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組を実施する市町村であることが要件であること。</p> <p>ただし、この場合であっても、上記1の(10)の施設については、単独の施設等の利用により本事業を実施することはできず、上記1の(1)～(9)の施設・事業との共同利用により本事業を実施すること。</p> <p>6 費用</p> <p>本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(別添6)・(別添7) (略)</p> <p>(別添8)</p> <p>保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事業内容 (1) 地域連携推進員の配置 保育所等に、要支援児童等への適切な支援や関係機関等との関係性の構築を図るための「地域連携推進員」を配置する。 <u>地域連携推進員を配置する保育所等には、保護者が気軽に相談できる身</u></p>	<p>(別添6)・(別添7) (略)</p> <p>(別添8)</p> <p>保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 保育所、認定こども園、小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童、要保護児童及びその保護者（以下「要支援児童等」という。）の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 この事業の実施主体は、児童福祉法第25条の2に基づく、要保護児童対策地域協議会を設置し、構成する関係機関等に保育所等の関係者が参加している市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県（以下「市町村等」という。）とする。 なお、市町村等が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業内容 (1) 地域連携推進員の配置 保育所等に、要支援児童等への適切な支援や関係機関等との関係性の構築を図るための「地域連携推進員」を配置する。</p>

改正後	改正前
<p><u>近な相談場所としての役割が求められることから、(2)①に掲げる業務については、当該保育所等において実施することを原則とするが、当該保育所等からの距離等を勘案し、保護者への日常的かつ効果的な相談支援が実施できると市町村等が認める場合には、適切な場所において実施することができる。</u></p> <p>(2) 地域連携推進員の業務</p> <p>地域連携推進員は、次の業務を行うものとする。</p> <p>① 保育士等有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援</p> <p>② 市町村や関係機関と連携し、要支援児童等の心身の状態や家庭での生活、養育の状態等の適切な把握及び情報の共有</p> <p>③ 要保護児童対策地域協議会が開催する個別ケース検討会議に参加し、関係機関への情報の提供及び支援方針や具体的な支援内容の共有</p> <p>④ 保育所等における要支援児童等の出欠状況等について、市町村や児童相談所への定期報告の実施</p> <p>⑤ 他の保育所等<u>や事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び企業主導型保育事業を実施している施設</u>への巡回支援</p> <p>⑥ 子育て支援や虐待予防の取組等に資する地域活動への参加等の実施</p> <p>(3)</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 地域連携推進員の業務</p> <p>地域連携推進員は、次の業務を行うものとする。</p> <p>① 保育士等有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援</p> <p>② 市町村や関係機関と連携し、要支援児童等の心身の状態や家庭での生活、養育の状態等の適切な把握及び情報の共有</p> <p>③ 要保護児童対策地域協議会が開催する個別ケース検討会議に参加し、関係機関への情報の提供及び支援方針や具体的な支援内容の共有</p> <p>④ 保育所等における要支援児童等の出欠状況等について、市町村や児童相談所への定期報告の実施</p> <p>⑤ 他の保育所等への巡回支援</p> <p>⑥ 子育て支援や虐待予防の取組等に資する地域活動への参加等の実施</p> <p>(3) 地域連携推進員の要件</p> <p>地域連携推進員は、以下に掲げる要件のいずれかを満たしている者とする。</p> <p>① 保育士</p> <p>② 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>③ 保健師</p> <p>④ 看護師</p> <p>⑤ その他、本事業を適切に実施できる者として実施主体が認めた者</p>
4～5	4 個人情報保護

改正後	改正前
(略)	<p>事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。</p> <p>また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。</p> <p>なお、本事業を実施する市町村等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。</p> <p>5 費用</p> <p>本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>

雇児発 0417 第 4 号
平成 29 年 4 月 17 日
一 次 改 正 子 発 0607 第 1 号
平成 30 年 6 月 7 日
二 次 改 正 子 発 0329 第 20 号
平成 31 年 3 月 29 日
三 次 改 正 子 発 0401 第 1 号
令和 2 年 4 月 1 日
四 次 改 正 子 発 0401 第 5 号
令和 3 年 4 月 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

多様な保育促進事業の実施について

子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、地域の実情に応じた需要に対応する多様な保育促進事業を次により実施し、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援推進保育事業の実施について」は、平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止する。

記

第1 事業の種類

- 1 保育利用支援事業
- 2 3歳児受入れ等連携支援事業
- 3 医療的ケア児保育支援事業
- 4 家庭支援推進保育事業
- 5 広域的保育所等利用事業
- 6 待機児童対策協議会推進事業
- 7 新たな待機児童対策提案型事業
- 8 保育所等における要支援児童等対応推進事業

第2 事業の実施

各事業の実施及び運営は、次によること。

- 1 保育利用支援事業実施要綱（別添1）
- 2 3歳児受入れ等連携支援事業実施要綱（別添2）
- 3 医療的ケア児保育支援事業実施要綱（別添3）
- 4 家庭支援推進保育事業実施要綱（別添4）
- 5 広域的保育所等利用事業実施要綱（別添5）
- 6 待機児童対策協議会推進事業実施要綱（別添6）
- 7 新たな待機児童対策提案型事業実施要綱（別添7）
- 8 保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱（別添8）

(別添1)

保育利用支援事業実施要綱

1 事業の目的

保育所、認定こども園、特定地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）の入所のために育児休業期間を切り上げている保護者がいる現状に鑑み、育児休業終了後の入所予約の仕組みを設けることにより、職場復帰に向けた保育所等入所時期に関する保護者の不安を解消することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、『「新子育て安心プラン」の実施方針について』に基づく「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けた市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

保護者が、職場復帰に向け、育児休業を切り上げることなく1年間取得することができるよう、育児休業終了後の入所予約の仕組みを設けるために必要な費用の一部を補助する事業。

4 実施要件

以下の（1）及び（2）のいずれか又は両方を実施するものとする。

（1）代替保育利用支援

① 対象者

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他の法令（以下「関係法令」という。）により、対象児童が1歳に達する日（誕生日の前日）まで育児休業を取得し、翌4月1日からの保育所等への入所を希望し、育児休業終了後から保育所等に入所するまでの間、一時預かり事業等の市町村が適切と認めた代替保育を利用する者。

② 実施方法

対象児童が1歳に達する日（誕生日の前日）まで育児休業を取得し、翌4月1日からの保育所等の入所予約の申込みを受け付けた上で、育児休業終了後から保育所等に入所するまでの間に利用する代替保育の利用料を補助する。

利用料補助の方法としては、以下のいずれかによる。

ア 対象者に係る利用料を軽減して徴収又は免除する施設・事業所に対して、市町村が当該軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法

イ 対象者が施設・事業所に支払う利用料について、市町村より対象者に対して当該利用料を軽減又は免除する額を補助する方法

(2) 予約制導入に係る体制整備

① 対象者

関係法令により、対象児童が1歳に達する日（誕生日の前日）まで育児休業を取得し、育児休業終了後（年度途中）に保育所等への入所を希望する者。

② 対象施設

保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所。

③ 実施方法

対象施設となる保育所等において、4月1日から対象児童が予約した入所日に入所するまでの間、保護者や市町村との連絡調整、保護者への相談対応等を行う保育士等の配置を行うために必要な費用の一部を補助する。

5 留意事項

(1) 「入所予約」とは、保護者の育児休業終了後の保育所等への入所の円滑化を図るため、育児休業終了までに、あらかじめ行う保育所等への入所申込をいう。入所予約の受入れ人数及び受入れ時期については、地域の保育ニーズや地域資源の状況を踏まえた上で、入所予約を利用しない者の保育所等の利用を過度に妨げることはないよう市町村において適切に実施すること。

(2) 市町村は、入所予約を利用しない者との不公平が生じないように、入所予約を利用する者について、保育の必要度についての指数が一定以上の者とする等の要件を付すなど、適切な事業実施に努めること。

(3) 市町村は、入所予約の申込みに係る要件や制度の内容について、広報等を通じて保護者に周知すること。

(4) 市町村は、入所予約の申込みをした者について、保育の必要性の認定及び利用調整を行い、結果について保護者に通知を行うこと。また、入所予約の申込みをしたが利用できなかった者についても、ニーズを適切に把握し、必要な支援を行うこと。

(5) 地域の保育ニーズを適切に把握し、入所予約制の導入とあわせて、保育

所等の保育の提供に係る整備等を積極的に行うこと。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(別添 2)

3 歳児受入れ等連携支援事業実施要綱

1 事業の目的

保育所、認定こども園及び幼稚園（以下「保育所等」という。）において、満3歳以上の児童の受入れを重点的に行い、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）と積極的に接続を行った場合に当該保育所等を支援することにより、家庭的保育事業等を利用する児童の3歳到達時における保育所等への円滑な接続を図る。

また、家庭的保育者が保育に専念できる環境を整備することにより、家庭的保育事業への参入を促進するとともに、家庭的保育事業の普及及び質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は3（1）を実施する場合のみ、市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業内容

本事業は、次に掲げる事業の実施に必要な経費について補助を行うものである。

(1) 3歳児受入れ連携支援事業

保育所等において、家庭的保育事業者等との連携協力を行うため、連携に向けた調整等を行う連携支援コーディネーターを配置し、家庭的保育事業等を利用する乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるよう、また、満3歳に達して卒園する児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う連携施設を適切に確保する。

(2) 家庭的保育コンソーシアム形成事業

市町村単位で、複数の家庭的保育事業所及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成するとともに、コンソーシアムコーディネーターを配置し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行えるよう、体制を整備し、家庭的保育事業の更なる普及及び質の向上を図る。

4 実施要件

(1) 3歳児受入れ連携支援事業

① 対象施設

本事業の対象となる施設は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第6条に規定する家庭的保育事業者等の連携施設となる保育所等（公立を含む。）とする。

② 実施方法

ア 連携支援コーディネーターの配置

(ア) 対象施設において、家庭的保育事業者等との連携等を円滑に行うため、「連携支援コーディネーター」を配置する。

(イ) 連携支援コーディネーターが行う主な業務は以下のとおりとする。

- i 家庭的保育事業者等に対する、保育所等との連携に関する助言
- ii 対象施設との連携を希望する家庭的保育事業者等との連携に向けた調整
- iii 家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後、対象施設において、満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育を継続的に提供するための調整。また、当該児童の保護者等への助言又は指導
- iv その他家庭的保育事業者等と保育所等との連携や当該助言又は指導に関する関係機関との調整

イ 家庭的保育事業者等との接続促進

対象施設は、積極的に対象施設の所在する家庭的保育事業者等の連携施設となることとし、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後、対象施設において、満3歳以上の児童を受け入れることが可能となるよう、必要に応じて、3歳以上児の定員の拡大や、3歳未満児の定員を3歳以上児の定員に振り替えるなど、満3歳以上の児童の定員の拡大等を図ること。

③ 留意事項

本事業の目的に鑑み、実施主体は、管内市町村内にある保育所等に対し、本事業の趣旨等を説明し、家庭的保育事業者等の連携施設となるよう、積極的に働きかけを行うとともに、特に、実施主体が設置する保育所等が連携施設となるように努めること。

(2) 家庭的保育コンソーシアム形成事業

① 対象施設

コンソーシアムに参加する家庭的保育事業所及び連携施設

② 実施方法

市町村は、コンソーシアムに参加する家庭的保育事業所と協定を締結した上で、「コンソーシアムコーディネーター」を配置し、家庭的保育事業所等と円滑な連携を図るとともに、次のア〜クのいずれか1つ又は複数の取組を実施する。

ア 共同での備品購入等に関する調整

イ 共同での自園調理等に関する調整

ウ 連携施設からの給食提供等に関する調整

エ 代替保育等に関する調整

オ 家庭的保育補助者の雇用管理等

カ 子どものための教育・保育給付交付金等の請求等の事務処理

キ 各家庭的保育事業所への巡回指導又は相談支援等

ク その他、家庭的保育事業の円滑な実施に資するもの

③ 留意事項

ア 連携施設からの給食提供に関する調整を行う場合等については、必要に応じて連携施設とも協定を締結すること。

イ コンソーシアムコーディネーターは、家庭的保育者が抱える課題の把握に努めるとともに、課題の解決に資する情報の共有を図ること。

ウ 食事の提供に当たっては、衛生面及び栄養面等業務上必要な注意を果たせる体制を確保し、責任の所在を明確にすること。

5 個人情報保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する市町村が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(別添3)

医療的ケア児保育支援事業実施要綱

1 事業の目的

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が、保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県又は市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。この場合において、都道府県等は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の内容

都道府県等において保育所等に、認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第3条第1項の認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）である保育士等や看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を配置し、医療的ケアに従事させることや、保育士等が医療的ケアを行うために必要な研修受講への支援等の取組を行い、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備し、地域生活支援の向上を図る事業。

4 実施方法

(1) 対象児童

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると市町村が認めた児童

(2) 対象施設

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所

(3) 対象事業

医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障

害福祉、教育等の関係機関との連携を図り、対象児童の様態や成長に合わせた支援を行うことを前提とした上で、次の①を実施するとともに、②から⑦までの取組を複合的に実施するよう努めること。

① 都道府県等において、医療的ケア児の受入れを行う保育所等に、医療機関との連携の下、認定特定行為業務従事者である保育士等又は看護師等、対象児童の医療的ケアに従事する職員を配置し、医療的ケアを実施する。

なお、医療機関等において雇い上げた看護師等を保育所等に派遣する方法も可能とする。

② 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、保育士等が認定特定行為業務従事者となるために必要な知識、技能を修得するための研修受講を支援する次に掲げる取組を実施する。

ア 保育士等の研修受講に係る費用の補助

イ 保育士等の研修受講に係る代替職員の配置に要する費用の補助（ただし、子どものための教育・保育給付交付金において給付の対象となる保育士1人当たり年間3日分を除く。）

③ 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う。

④ 都道府県等において、「医療的ケア児保育支援者」を配置し、管内保育所等に対し、医療的ケア児の受入れ等に関する支援・助言を行う。

なお、「医療的ケア児保育支援者」は、看護師等又は喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した者の配置に努めること。

⑤ 都道府県等において、保育所における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定を行う。

⑥ 都道府県等において、保育所における医療的ケア児の受入れを検討するための検討会等を設置し、関係機関等との連携体制を構築する。

⑦ その他、保育所等における医療的ケア児の受入れに資する事業を実施する。

(4) 留意事項

本事業は、保育所等において、単に(3)①に掲げる医療的ケアを実施することが目的ではなく、都道府県等が、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関とも連携を図り、保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備することを目指すものであることを踏まえた上で、

次の①から⑤までに掲げる事項について十分留意して実施すること。

- ① 医療的ケア児の受入れに当たっては、保育所等において児童の様態や成長に合わせた支援を行うため、医師や看護師、都道府県等職員等を含めた検討会議を設け、受入の可否を判断するとともに、保育内容については、医療機関等と連携し、集団における子どもの育ちに着目した指導計画及び支援計画を作成するなど、適切な保育の実施につなげること。
- ② 医療的ケア児の受入れの検討に当たっては、単に医療的ケアの観点だけでなく、障害特性に応じた支援が必要となる場合があることにも留意し、関係機関等とも連携した支援体制について検討を行うこと。
- ③ 医療的ケア児の受入れを行う保育所等においては、対象児童の主治医及び保護者等との協議の上、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。
- ④ 保健、医療、障害福祉、教育機関等の関係機関との連携の下、訪問指導や健康診査等の母子保健施策又は保育コンシェルジュ等の活用も図りながら、医療的ケア児の保育ニーズを適切に把握し、必要に応じて保育所等の利用についての情報提供の在り方についても検討することが望ましい。
- ⑤ 保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とする体制の整備に当たっては、医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえつつも、対象児童の地域生活を支援するという観点にも十分留意した上で取り組むこと。

5 個人情報保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

6 費用

国は、上記4（3）に掲げる事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。

(別添4)

家庭支援推進保育事業実施要綱

1 目的

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所等に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が適当と認める者へ委託等を行うことができる。

3 対象児童

本事業の対象児童は、日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭における保育所等入所児童であること。

4 対象保育所

本事業の対象保育所等は、3に該当する児童が入所児童の40%以上である保育所等とする。

なお、3に該当する児童であるかについては、市町村が児童の状況や家庭環境について保育所長等の意見を参考としながら、総合的な観点から判断すること。

5 事業の内容

事業の内容は次のとおりとする。

(1) 対象保育所等に対し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する職員のほか本事業の実施のために必要な保育士を配置すること。

(2) (1)により配置された保育士は、3に該当する児童に対する指導計画を作成し、計画的に保育に当たるとともに、定期的に家庭訪問をするなど家庭に対する指導を行うこと。

6 国の補助

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(別添5)

広域的保育所等利用事業実施要綱

1 事業の目的

送迎バス等を活用することにより、自宅から遠距離にある以下の(1)～(10)の施設・事業(以下「保育所等」という。)の利用を可能にするとともに、保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所(公園、広場、神社境内等。以下同じ。)の利用を可能とすることにより、児童の保育環境を確保し、児童を安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

- (1) 保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 小規模保育事業
- (4) 家庭的保育事業
- (5) 事業所内保育事業
- (6) 地方自治体における単独保育施策において児童を保育している施設
- (7) 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の補助を受けている施設
- (8) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係る企業主導型保育事業を実施している施設
- (9) 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園(子ども・子育て支援法第19条第1項第2号若しくは同項第3号の区分に係る認定を受けた児童を受け入れる施設又は一時預かり事業(幼稚園型)若しくは私学助成等により預かり保育を実施している施設に限る。)
- (10) 特定教育・保育施設として確認を受けていない幼稚園であって一時預かり事業(幼稚園型)又は私学助成等により預かり保育を実施している施設

2 事業の内容

本事業は、保育所等又は屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎の実施に当たって必要となる次の(1)～(3)に掲げる経費について補助を行うものである。

ただし、保育士等の雇上げに係る経費について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その経費が交付される場合には、補助の対象としない。

- (1) こども送迎センター等事業

① こども送迎センター事業

保護者にとって利便性の良い場所にある学校や児童館などに市町村が設置するこども送迎センター（以下「送迎センター」という。）から各保育所等への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

② 自宅等送迎事業

児童の自宅又は自宅近くの安全に待機できる場所から、各保育所等への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

(2) 代替屋外遊戯場送迎事業

保育所等と同一敷地内の屋外遊戯場又は保育所等の付近にある屋外遊戯場に代わる場所で十分な活動ができないおそれがある場合、各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

(3) こども送迎センター設置改修事業

(1) の事業を実施するために既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。

3 実施主体

実施主体は、市町村（特別区含む。以下同じ。）とする。
なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

4 実施要件

(1) こども送迎センター等事業

①こども送迎センター事業

ア 対象児童は、市町村が定める基準に基づく保育の必要性の認定を受けた児童であって、居住地と入所可能な保育所等が離れている等、送迎が必要な児童とする。

イ 対象児童は、本事業の利用に際し事前に市町村に登録し、当該児童の利用保育所等を決めること。また、複数の保育所等の共同利用、単独の保育所等の利用のどちらも事業の対象とし、複数の保育所等の共

同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。

ウ 対象児童が本事業を利用する時間は、当該児童が在籍する保育所等ごとに、送迎付き添い保育士等を配置し、原則、児童の在籍する保育所等の保育士等が保護者から児童を預かること。ただし、必要な場合は送迎センターに保育士等を配置することも可とする。

エ 送迎センターを開所している間については、本要綱に定める他、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に定める「認可外保育施設指導監督基準」を参考に、安全かつ安心な預かりができる施設の設備及び職員の配置等により送迎センターでの預かりを行うこと。

オ 送迎センターの開所時間は、午前2時間、午後3時間を原則とし、その地域における対象児童の保護者の労働時間、送迎先保育所等の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮して、市町村の長が定めること。

カ 送迎センターの実施場所は、保護者が利用しやすい場所を考慮し、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等を利用することも差し支えない。

ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号の基準を満たすこと。

キ 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。

ク 児童の生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎センター、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。

ケ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号の有償運送の許可が必要であること。

コ 保育所等の児童の送迎に支障のない限りにおいて、送迎センターから子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子育て支援事業（同項第1号、第9号、第10号（上記1の（9）又は（10）に該当する場合を除く。）又は第12号に規定する事業に限る。）を実施している施設への児童の送迎を行うことは差し支えないこと。

② 自宅等送迎事業

ア 対象児童は、市町村が定める基準に基づく保育の必要性の認定を受けた児童であって、居住地と入所可能な保育所等が離れている等、送迎が必要な児童とする。

イ 対象児童は、本事業の利用に際し事前に市町村に登録し、当該児童の

利用保育所等を決めること。また、複数の保育所等の共同利用、単独の保育所等の利用のどちらも事業の対象とし、複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。

ウ 対象児童が本事業を利用する時間は、当該児童が在籍する保育所等ごとに、送迎付き添い保育士等を配置し、原則、児童の在籍する保育所等の保育士等が保護者から児童を預かること。

エ 送迎方法・経路及び待機場所の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。

オ 児童の生活状況、健康状態、事故の発生などについて、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。

カ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法第 78 条第 3 号の有償運送の許可が必要であること。

(2) 代替屋外遊戯場送迎事業

① 対象児童は、屋外遊戯場に代わる場所を利用するために送迎が必要な児童とする。

② 保育所等は、本事業により利用する屋外遊戯場に代わる場所を、本事業の利用に際し事前に市町村に登録すること。また、本事業については、複数の保育所等の共同利用、単独の保育所等の利用のどちらも事業の対象とし、複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。

③ 保育所等ごとに、在籍する児童が当該事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士等を配置すること。

④ 屋外遊戯場に代わる場所については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保されていること。具体的には、面積は児童 1 人につき 3.3 m²以上であり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）又は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）等、保育所等がそれぞれ遵守すべき施設の設備及び職員の配置等に関する基準を遵守すること。

あわせて、屋外遊戯場に代わる場所については、本事業の送迎により、保育所等の在園児が日常的に使用できる距離とし、移動に当たって安全が確保されていること。

⑤ 屋外遊戯場に代わる場所については、保育所等の関係者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有する必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等、保育所等による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であ

れば足りること。

- ⑥ 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。
- ⑦ 児童の生活状況、健康状態、事故の発生などについて、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。
- ⑧ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法第78条第3号の有償運送の許可が必要であること。

5 留意事項

本事業の実施に当たっては、複数児童の利用見込みがあるなど、地域のニーズを適切に把握した上で実施すること。

また、保育所等のうち、上記1の(6)～(10)の施設・事業において、単独の施設等の利用により本事業を実施する場合については、『『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について』（平成28年4月7日雇児発0407第2号）に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組を実施する市町村であることが要件であること。

ただし、この場合であっても、上記1の(10)の施設については、単独の施設等の利用により本事業を実施することはできず、上記1の(1)～(9)の施設・事業との共同利用により本事業を実施すること。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(別添6)

待機児童対策協議会推進事業実施要綱

1 目的

待機児童対策協議会(以下、「協議会」という。)を設置した都道府県に対し、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)の区域を超えた広域的な見地による調整等を行う職員を配置することにより、待機児童対策の一層の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、協議会を設置した都道府県とする。
なお、都道府県が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

都道府県に対し、市町村の区域を超えた子どもの受入れのための広域利用に係る協定締結や保育対策関係事業の好事例の横展開等を行う職員の雇上げに必要な費用の一部を補助する。

4 実施要件

ア 本事業により配置された職員は、協議会における業務のみを行う職員であること。
イ 他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象とはしない。

5 個人情報の保護

本事業により配置された職員は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。
また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(別添 7)

新たな待機児童対策提案型事業実施要綱

1 目的

待機児童対策協議会(以下、「協議会」という。)に参加する地方公共団体が、地域の実情に応じ、待機児童解消等に向けた先駆的な取組を実施することにより、待機児童対策の一層の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、協議会を設置した都道府県又は協議会に参加し、かつ子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令附則第8条(平成30年内閣府令第21号)に該当する市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)(以下、「都道府県等」という。)又は都道府県等が認めた者とする。

なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。この場合において、都道府県等は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の内容

都道府県等が提案する待機児童解消等に向けた先駆的な取組であって、厚生労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。

4 実施要件

(1) 対象事業

本事業は、以下のいずれかに該当する事業で、協議会に諮ったものを対象とする。

- ① 保育の受け皿拡大を図る事業
- ② 保育人材の確保を図る事業
- ③ 多様な保育の促進を図る事業
- ④ その他、特に待機児童解消に資すると考えられる事業

(2) 対象外の事業

以下のいずれかに該当する事業については、本事業の対象としないものとする。

- ① 国庫補助等の対象である事業、又は国庫補助等の対象である事業の補助金額等の上乗せや補助対象の拡大に当たる事業

- ② 過去に一般財源化された国庫補助事業等
- ③ 前年度までに取組実績のある既存の地方単独事業（既存事業の実施箇所数の増等を含む）
- ④ 認可外保育施設であって、認可保育所等への移行を目指していない施設を対象とした事業
- ⑤ 現金給付等（バウチャー等を含む）を行う事業

(3) 評価指標（K P I）の設定等

- ① 事業の実施にあたり、来年度4月1日時点の待機児童数をゼロにする（当該年度に待機児童が存在しない場合は、次年度においてそれを維持する）ことを評価指標（K P I）として必ず設定すること。
あわせて提案する事業に関連した評価指標（K P I）を設定すること。
- ② 評価指標（K P I）は、都道府県等のホームページ等により、事業の取組内容等とともに公表するなど「見える化」を行うこと。
- ③ ①により設定した評価指標（K P I）を達成できなかった場合は、その要因を分析し、国に報告すること。なお、政策効果が低いと認められる場合は、補助金を返還させることがある。

(4) 事業周知のための広報媒体の作成

- ① 実施した取組を全国的に展開できるよう広報媒体を作成すること。
- ② 広報媒体については、全国会議（部局長会議等）や厚生労働省ホームページにおいて公表する場合があること。

5 事業の採択及び実施状況報告について

- (1) 上記4（1）に掲げる事業を実施する都道府県等は、別に定める募集要領により応募すること。提案された事業について、厚生労働省による事前の審査を経て採否を決定するものとする。
- (2) 事業を実施した都道府県等は、実施状況について、別に定める募集要領により翌年度4月10日までに国に報告すること。

6 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

7 費用

本事業に要する費用について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(別添 8)

保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱

1 事業の目的

保育所、認定こども園、小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童、要保護児童及びその保護者（以下「要支援児童等」という。）の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、児童福祉法第 25 条の 2 に基づく、要保護児童対策地域協議会を設置し、構成する関係機関等に保育所等の関係者が参加している市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県（以下「市町村等」という。）とする。

なお、市町村等が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業内容

(1) 地域連携推進員の配置

保育所等に、要支援児童等への適切な支援や関係機関等との関係性の構築を図るための「地域連携推進員」を配置する。

地域連携推進員を配置する保育所等には、保護者が気軽に相談できる身近な相談場所としての役割が求められることから、(2) ①に掲げる業務については、当該保育所等において実施することを原則とするが、当該保育所等からの距離等を勘案し、保護者への日常的かつ効果的な相談支援が実施できると市町村等が認める場合には、適切な場所において実施することができる。

(2) 地域連携推進員の業務

地域連携推進員は、次の業務を行うものとする。

- ① 保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援
- ② 市町村や関係機関と連携し、要支援児童等の心身の状態や家庭での生活、養育の状態等の適切な把握及び情報の共有
- ③ 要保護児童対策地域協議会が開催する個別ケース検討会議に参加し、関係機関への情報の提供及び支援方針や具体的な支援内容の共有
- ④ 保育所等における要支援児童等の出欠状況等について、市町村や児童

相談所への定期報告の実施

- ⑤ 他の保育所等や事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び企業主導型保育事業を実施している施設への巡回支援
- ⑥ 子育て支援や虐待予防の取組等に資する地域活動への参加等の実施

(3) 地域連携推進員の要件

地域連携推進員は、以下に掲げる要件のいずれかを満たしている者とする。

- ① 保育士
- ② 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
- ③ 保健師
- ④ 看護師
- ⑤ その他、本事業を適切に実施できる者として実施主体が認めた者

4 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する市町村等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。